

(平成21年3月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年10月まで

昭和36年国民年金制度発足当時、同じ社員寮に住んでいた知人と一緒に区役所支所で国民年金の任意加入手続を行い、保険料を納付していた。37年7月、夫の転勤で引っ越した際、転入先の市役所で保険料を納めようとしたが、加入記録が無いとの理由で受け付けてもらえず、同年11月にやむを得ず新しい国民年金手帳をもらい、保険料を納付した。そのため、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年11月に国民年金に任意加入して以降、国民年金保険料を未納無く納付し、第3号被保険者から第1号被保険者への切替手続も適切に行っており、保険料の納付意識、年金制度に対する意識が高かったと言える。

また、申立期間当時、申立人と同じ社員寮に住み、国民年金に加入するために申立人と一緒に区役所支所に行ったとする者及び申立人から国民年金加入の話聞いて自分も加入手続をしたとする者の証言があり、これら二人も制度発足当初から国民年金に任意加入し、保険料を完納している。

さらに、「転入先の市役所で転居前の加入記録を照会したが、記録が見当たらないと言われ、やむを得ず昭和37年11月に再度手続をし、保険料を納付した。」との申立人の主張に不自然さは見当たらない。

一方、転居後の昭和37年7月から同年10月までの期間については、記録を照会していたため保険料を納付できなかったと申立人自身が述べている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、

昭和 36 年 4 月から 37 年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年1月から54年3月まで

私は、市役所に返信用はがきを送付して国民年金に加入し、国民年金保険料は母親が納付してくれていた。母親からは、家族3人分の納付書が送られてきて、銀行で保険料を納付したと聞いており、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその家族の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は、申立人の父親と国民年金の加入手続を行ったとみられる昭和38年4月以降、申立期間を含めて保険料を未納無く納付している。

また、申立人及びその母親は「国民年金の加入は返信用はがきで行い、その後一度も市役所に行ったことはない。」と述べており、申立期間当時、申立人が居住していた市では、同様の方法で国民年金加入手続が可能であったことが確認でき、申立人の母親が国民年金保険料を納付していたとする銀行は、市の指定金融機関であったことが確認できた。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、1年余りの間に2度払い出され、その後重複整理されており、申立人と同様に、それまで納付実績があったにもかかわらず、国民年金手帳記号番号が重複して払い出され、整理されている被保険者が同時期に複数存在することから、行政の記録が適切に管理されていなかった可能性がある。

加えて、申立人の最初の国民年金手帳記号番号（重複整理後も使用されている）は、昭和53年4月に払い出されており、申立期間について現年度納付が可能だったことから、申立期間当時、申立人の年金手帳及び家族分の納付書が送付されていたと推察でき、「申立期間当初から家族3人分

の納付書が届いた。」との主張は不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年4月から5年3月までの期間、10年4月から11年2月までの期間及び12年4月から13年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成4年4月から5年3月まで
②平成10年4月から11年2月まで
③平成12年4月から13年3月まで
④平成17年8月から18年6月まで

申立期間①については、20歳になった次の年に、自宅に来た中年の女性から、申請免除についての説明を受け、書類に署名したことを覚えているので、免除されていないことに納得がいかない。

申立期間②については、毎年、申請免除になっているのに、平成10年度は1か月分しか免除になっていないことに納得がいかない。

申立期間③については、免除の申請は毎年出していたはずだが、この年度が免除されていないことに納得がいかない。

申立期間④については、平成17年8月ごろ、財産差押えの通知が来たため、社会保険事務所の職員に電話で問い合わせをした際に、免除の申請用紙を郵送してくれる約束をしたにもかかわらず、申請用紙を郵送してもらえなかった。そのせいで免除されないというのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が居住する市では、申立人の主張するとおり、国民年金推進員が家庭を訪問し、国民年金保険料の集金、申請免除に係る書類の提出の代行等を行っており、申立人の記憶は明確である。

また、申立人は平成5年度からおおむね毎年4月から5月までに免除申請を行い、国民年金保険料を全額免除されている。

さらに、現在確認できる平成13年以降の確定申告書を見ると、申立人

は経済的に保険料の納付が困難であったことが推認でき、申立人が適切に免除申請を行っていたら、保険料が免除されたと考えられる。

しかしながら、申立期間④については、事情聴取の過程で、免除申請に関する社会保険事務所とのやり取りの時期を記憶違いしていると申立人も認めており、申立期間④直前の平成14年4月から17年7月までの国民年金保険料は未納であるなど、当時、申立人が適切に免除申請を行っていたことがうかがえない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成4年4月から5年3月までの期間、10年4月から11年2月までの期間及び12年4月から13年3月までの期間の国民年金保険料は免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年11月から57年3月までの期間及び58年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和56年11月から57年3月まで
②昭和58年4月から同年9月まで

私は、夫婦で自営業を営んでおり、昭和56年11月に二男が生まれ転居した。このころは国民年金保険料の納付に遅れがあったかもしれないが、納付書が届いていれば自治会の集金や金融機関で夫婦一緒に保険料を納付していたはずである。そのため、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は併せて11か月と比較的短期間であり、申立人は申立期間を除いて国民年金保険料を未納無く納付している。

また、申立人夫婦は、平成6年度以降保険料を前納するとともに、16年度からは付加保険料も納付しており、納付意識が高かったと言える。

さらに、申立期間①について、申立人夫婦は申立期間直後の昭和57年度の国民年金保険料を昭和58年6月に過年度納付し、それ以降の保険料を夫婦同時に納付しており、申立期間を含めて一括して保険料を納付することができるにもかかわらず、57年度分の保険料だけを納付し、その直前の申立期間①の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

加えて、申立期間②については、当初、申立人の妻も未納とされていたが、特殊台帳に記録があったため納付済みに訂正されており、申立期間の前後も夫婦同時に保険料を納付していることから、申立人のみ未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年11月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年11月から57年3月まで

私は、夫婦で自営業を営んでおり、昭和56年11月に二男を出産し転居した。このころは国民年金保険料の納付に遅れがあったかもしれないが、納付書が届いていれば自治会の集金や金融機関で夫婦一緒に保険料を納付していたはずである。そのため、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と短期間であり、申立人は申立期間を除いて国民年金保険料を未納無く納付している。

また、申立人夫婦は、平成6年度以降保険料を前納するとともに、16年度からは付加保険料も納付しており、納付意識が高かったと言える。

さらに、申立人夫婦は、申立期間直後の昭和57年度の国民年金保険料を昭和58年6月に過年度納付し、それ以降の保険料を夫婦同時に納付しており、申立期間を含めて一括して保険料を納付することができるにもかかわらず、57年度の保険料だけを納付し、その直前の申立期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から42年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月から42年11月まで

申立期間の国民年金保険料は納付したはずであり、申立期間のうち、昭和40年10月から42年3月までについては、銀行の領収印のある仮領収書もあるため、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

また、社会保険事務所から、私は昭和42年12月から国民年金に任意加入しており、制度上、申立期間の保険料を納付できないことから、仮領収書のある期間（昭和40年10月から42年3月まで）については、保険料を還付すると言われたことにも納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金被保険者期間中に未納が無く、申立人の国民年金手帳を見ると、厚生年金保険から国民年金への切替手続及び氏名変更手続が適切に行われており、申立人の国民年金に対する意識は高かったと言える。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和43年1月ごろ払い出されており、このころ申立人は国民年金の加入手続を行ったと推測され、42年12月から国民年金に任意加入していることから、申立期間は未加入期間となり、制度上、申立期間の一部（昭和40年10月から41年5月までの期間及び42年11月）は、任意加入対象者であったことから、当該期間については申立人が加入手続を行った時からさかのぼって国民年金の被保険者にはなり得ず、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

しかしながら、申立人は、当該期間を含む昭和40年10月から42年3月までの国民年金保険料の仮領収書を所持しており、申立期間当時、申立期間は強制加入期間とされていた可能性があると考えられ、申立期間の始期である40年10月から被保険者資格があったものとして申立人を取り扱

っていたと考えられる。

さらに、申立人が国民年金に加入した時点で昭和40年10月以降の国民年金保険料は時効になっておらず、仮領収書のある40年10月から42年3月までの保険料のみを納付したとする合理的理由も見当たらないため、仮領収書の無い42年4月から同年11月までの保険料についても、申立人が納付していたとしても不自然ではない。

加えて、申立期間の保険料を当時還付した形跡も無いことから、申立人が申立期間の保険料相当額を納付し、長期間国庫歳入金として扱われていたと考えられ、制度上、被保険者となり得ないことを理由としてこの保険料納付を認めないのは信義則に反することなどの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所B支店に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和35年3月12日、資格喪失日が49年2月21日とされ、当該被保険者期間のうち、48年2月21日から49年2月21日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA事業所B支店における資格喪失日に係る記録を、49年2月21日とし、申立期間の標準報酬月額については昭和48年2月から同年10月までは13万4,000円、同年11月から49年1月までは17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月21日から49年2月21日まで
社会保険事務所へ厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A事業所B支店に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の被保険者となっていないとの回答を得た。

申立期間も継続勤務しており、長期欠勤又は休職などの覚えもないので、当該期間についても厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA事業所B支店における厚生年金保険の被保険者記録のうち、申立期間に当たる昭和48年2月21日から49年2月21日までは、保険者により申立人の当該期間に係る保険料が徴収されていたとは認められないと判断しており、政府が保険料を徴収する権利は時効により消滅し

ていることから、厚生年金保険法第75条の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる被保険者期間にはならないとされている。

これに対し、申立人は、当該期間も年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすることを求めているものである。

A事業所の提出した人事記録、A健康保険組合の加入記録からは、申立人は昭和49年2月21日までA事業所B支店に在籍していたことが確認できる。また、申立人のA厚生年金基金の加入記録は、申立期間を含む昭和42年10月1日から49年6月11日までであることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間において、申立人は厚生年金保険被保険者として事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A事業所が管理していた厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書、及び社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録などから、昭和48年2月から同年10月までは13万4,000円、同年11月から49年1月までは17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A事業所が管理していた厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人のA事業所B支店の資格の喪失日を昭和48年2月21日と誤って届出したことが確認できることなどから、社会保険事務所は、申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和61年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和61年9月26日から同年10月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

申立期間については、A事業所に勤務しており、B事業所が設立されたことに伴い異動したが、継続して勤務しており、A事業所、B事業所の両事業所とも自分の継続勤務を認めているので厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る両事業所が提出した在籍証明書、回答書、雇用保険の加入記録などから判断すると、申立人が申立てに係る両事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A事業所における昭和61年8月の社会保険事務所の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、申立人の資格喪失年月日は昭和61年9月26日と記載されて届出されており、その結果、社会保険事務所は、同年9月の厚生年金保険料の納入

の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 37 年 2 月 23 日から 38 年 12 月 28 日まで
②昭和 39 年 4 月 16 日から 43 年 8 月 19 日まで
③昭和 44 年 10 月 1 日から 45 年 2 月 1 日まで

社会保険事務所へ厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であったが、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給した記憶も無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 1 年後の昭和 46 年 1 月 19 日に支給されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者名簿及び同原票に記載されている標準報酬月額に基づいて計算した脱退手当金の支給額は 3 万 6,277 円であり、オンライン記録で確認できる脱退手当金の支給額 (3 万 6,461 円) と 184 円相違している。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間①と②の間の被保険者期間についてはその計算の基礎とされず、未請求期間となっている。しかしながら、当該未請求期間に係る事業所は申立期間②及び③と同じ企業系列の事業所であり、申立人は、当該未請求期間から同じ企業系列の事業所に入社し、申立期間②に係る事業所に転勤したとしており、これらの経緯を鮮明に記憶していることがうかがえることから、脱退手当

金を請求する際に、申立期間①と②の間の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

静岡国民年金 事案 805

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から46年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から46年9月まで
20歳になった時、母親が国民年金の加入手続と保険料の納付をして
れていた。

自分の兄弟は20歳から国民年金保険料が納付されているのに、自分
だけ申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人の両親及び兄弟は国民年金保険料を納付しており、申立人も申立期間後の未納は無いが、国民年金の加入手続及び保険料の納付に申立人は直接関与しておらず、これを行ったとする申立人の母親は既に他界しており、状況確認ができないため、申立期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、昭和47年5月22日であり、別に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人はこのころ国民年金に加入したと考えられ、この時点で申立期間の大半は時効により、特例納付でしか保険料を納付することはできないが、遡^{そきゅう}及して申立期間に係る保険料を一括納付した形跡は見当たらない。

さらに、申立期間は、42か月と長期間であり、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、日記等)も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 806

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から53年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月から53年1月まで

私は、昭和43年3月に会社を退職し、自営業を始め53年2月に会社を設立するまで国民年金に加入していた。国民年金保険料は毎月、市から委託された集金人に母が納付していたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録(年金記録)の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金の加入手続を行ったとする申立人及び国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の母親は既に他界しており、状況確認ができないため、申立期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間は未加入期間となり、保険料を納付することはできない期間となる。

さらに、申立期間は119か月と長期間であり、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、日記等)も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 807

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月から同年 3 月まで

結婚した後、義父から市役所に行って、国民年金保険料を納付してきたと言われたのを記憶している。そのため、保険料を納付していたはずであり、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これをしたとする申立人の義父は既に他界している上、申立人は、申立人の義父から「保険料を納付してきた」と言われたことを記憶しているのみであり、その義父と一緒に申立人の加入手続をしたとする申立人の夫の記憶も曖昧なため、当時の状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 45 年 7 月以降に払い出されているため、申立期間の国民年金保険料は社会保険事務所が発行する過年度納付書で納付することとなるが、申立人及びその夫は、過年度納付書の入手経緯や納付方法、保険料額について社会保険事務所に問い合わせたこと等を申立人の義父から聞いた記憶が無い。

さらに、申立人は、国民年金に加入した当初において、申立人の義父が市役所で 3 か月分の国民年金保険料を納付してきたと記憶しており、昭和 45 年 4 月から同年 6 月までの 3 か月分の保険料が同年 8 月 1 日に納付されていることから、申立人の義父は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、市役所が取り扱うことのできる 45 年度以降の現年度保険料を納付していたと考えるのが自然である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料

(確定申告書、家計簿等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 808

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年1月まで
昭和36年に市役所へ行き、国民年金の説明を聞き、任意加入をした。
老後に子供の世話にならないために国民年金に加入したはずなのに、
申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が主張する保険料の納付方法及び納付金額は当時の状況と一致せず、国民年金手帳の交付についての記憶も曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は49年8月28日であり、同年9月17日に国民年金に任意加入しており、このころ国民年金の加入手続を行ったと推測され、申立期間当時、任意加入対象者であるため、制度上、資格取得手続を行ったとみられる同年9月の時点ではさかのぼって国民年金に加入し、国民年金保険料を納付することはできず、申立人もまとめて過年度保険料を納付したことは無いと述べている。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳には申立期間に係る加入記録が記載されておらず、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたこともうかがわれない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年6月から55年4月までの期間、59年1月から同年6月までの期間及び平成元年1月から3年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和54年6月から55年4月まで
②昭和59年1月から同年6月まで
③平成元年1月から3年3月まで

申立期間①、②については私は、勤務していた会社を退職後、夫の扶養になったが、夫の勤務先にて国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。

申立期間③について、60歳で厚生年金をもらい始めていたが市役所から勧められて国民年金に任意加入し、保険料を納付してきたので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②に係る国民年金の加入手続について、申立人は、その夫の勤務先の会社が国民年金の加入手続を行ってくれたと主張しているが、夫の勤務先であった会社では社員の配偶者の国民年金加入手続や保険料の納付を行っていた事実は無いとしており、また、申立人も申立期間①及び②の保険料を自ら納付はしていないとしている。

2 申立期間③について、申立人は昭和63年12月31日に60歳に達しており、制度上国民年金加入義務は無く、申立人が居住していた市に確認したところ、特別支給の老齢厚生年金受給者に対し任意加入を勧奨することは無いとしており、申立人の主張は不自然である。

また、申立人は加入勧奨を受けた記憶はあるが、国民年金の加入手続

及び保険料の納付を行った記憶は無い。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無い。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年2月まで

申立期間当時、強く国民年金の加入を勧められ、3か月に一度、国民年金保険料300円を隣組長が集金に来た。内職をして貯めた金で夫の妹と二人分の保険料を併せて納めたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間に係る国民年金の加入手続を自分自身で行った記憶が無く、「隣組長が集金に来てくれていたので、加入手続も行って来ていたはずだ。」と述べるなど、加入の記憶は曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和44年10月ごろ払い出されており、このころ国民年金の加入手続を行い、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した直後の同年8月にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得したと推測され、申立期間は国民年金には未加入であったと考えられ、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたこともうかがえない。

さらに、申立人の所持する国民年金手帳（昭和44年10月20日発行）を見ても、国民年金被保険者資格は昭和44年8月12日と記載されている。

加えて、申立人の夫の妹は申立人の義母から国民年金手帳を受け取った記憶はあるが、保険料の納付についての明確な記憶は無い。

そのほか、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無く、納付状況は不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 347

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、申立事業所において厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 29 年 4 月 5 日から 31 年 7 月ごろまで
(A事業所)
②昭和 32 年 6 月ごろから 33 年 10 月ごろまで
(B事業所)
③昭和 40 年ごろから 42 年 5 月ごろまで
(C事業所)

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立てに係る事業所において厚生年金保険に加入していた記録は無い旨の回答を得た。

A事業所については昭和 29 年 3 月（昭和 28 年度）に中学校を卒業した後すぐに勤務しており、B事業所及びC事業所についても事業所に勤務していたことは事実であり、これらの申立事業所において、厚生年金保険の加入期間であることを申立てる。

第3 委員会の判断の理由

すべての申立期間について、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

申立期間①について、社会保険事務所の記録によると、A事業所は厚生年金保険の適用事業所になっておらず、A事業所が所在していたと申立人が主張する所在地において、別の名称のD事業所及びE事業所が適用事業所となっていることが確認できる。社会保険事務所が管理するD事業所の

健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号1番（昭和28年9月1日取得）から同番号64番（昭和29年8月25日取得）を確認したが、申立人は同番号44番として昭和29年5月1日に厚生年金保険の被保険者となり、同年12月13日に喪失した記録が確認できるほかは、申立人の氏名は見当たらない。E事業所の社会保険事務所が管理する記録を確認したところ申立人の記録は同事業所の健康保険番号10番として、新規適用日の昭和30年3月1日から全喪日の同年5月1日まで確認できる。申立期間①について前述の2社についての厚生年金保険の被保険者記録は確認できたが、申立てのあったA事業所における加入記録は見当たらない。

また、社会保険事務所が管理する厚生年金保険被保険者記号番号払出簿において、申立人の記号番号はD事業所において昭和29年5月1日に払い出されたことが確認でき、申立人がA事業所における同僚であったとする者は、D事業所において、申立人と同一日に資格を取得及び喪失していることが確認できる。

申立期間②について、社会保険事務所の記録によると、B事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和33年9月25日であり、社会保険事務所が管理するB事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号1番（昭和33年9月25日取得）から同番号104番（昭和37年5月30日取得）まで及び、健康保険厚生年金保険被保険者原票の同番号105番（昭和37年6月1日取得）から同番号172番（昭和40年9月4日取得）までの被保険者を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

また、B事業所は昭和41年に全喪しており、当時の事業主に申立期間における厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除について照会したが、これらを確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

申立期間③について、社会保険事務所が管理するC事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険番号5400番（昭和39年10月1日取得）から同番号7210（昭和42年6月20日取得）までの被保険者を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

また、C事業所に申立期間における厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除について照会したが、これらを確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

さらに、当該事業所について、申立期間における申立人の雇用保険の加入記録は確認されないが、申立人には昭和34年10月1日から継続して国民健康保険の加入記録はある。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和22年1月6日から同年3月1日まで
(A事業所)
②昭和25年3月9日から同年7月1日まで
(B事業所)
③昭和28年9月20日から同年12月21日まで
(C事業所)
④昭和28年12月21日から29年3月21日まで
(D事業所)
⑤昭和39年1月23日から41年4月1日まで
(E事業所)

上記の期間について、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、当該期間については厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得たが、当時、勤務したことは確かなので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

すべての申立期間について、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

申立期間①について、社会保険事務所が管理するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号1番(昭和21年10月1日取得)から同番号60番(昭和22年9月1日取得)までの被保険者を確認したが、

この間に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらず、申立人の氏名が脱落した痕跡も認められない。

申立期間②について社会保険事務所が管理するB事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号1番（昭和23年3月1日取得）から同番号81番（昭和26年10月1日取得）までの被保険者を確認したが、この間に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらず、申立人の氏名が脱落した痕跡も認められない。

申立期間③のC事業所及び④のD事業所については、社会保険庁の管理する記録では、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

申立期間⑤については、E事業所（個人事業所）は後にF事業所（法人事業所）と名称を変更しているため、社会保険事務所が管理するF事業所の被保険者原票をすべて確認したが、申立人は、健康保険番号4番として昭和38年1月1日に資格を取得し、39年1月23日に資格を喪失し、その後、法人化した際に、同番号8番として42年2月9日に同事業所で資格を取得しており、申立期間は同事業所の被保険者とは確認できない。なお、申立人はF事業所の事業主である。

また、申立期間①のA事業所及び申立期間②のB事業所は、既に全喪しており、申立期間における保険料控除を確認できる関連資料等を得ることはできなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和21年6月15日から23年6月15日まで
(A事業所)
②昭和23年6月15日から26年7月1日まで
(B事業所)
③昭和29年1月から30年5月まで (C社D支店)
④昭和42年5月から43年1月まで (E事業所)
⑤昭和52年8月から同年12月まで (F事業所)

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、上記申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

申立期間①の事業所の後継事業所が申立期間②の事業所であり、申立期間②の事業所において、在職期間証明書を発行してもらっている。申立期間③の事業所については、失業保険料・健康保険料とともに厚生年金保険料が控除されていたと思う。申立期間④の事業所については、社内で起きた労災事故を記憶している。申立期間⑤の事業所については、公共職業安定所の紹介で入社している。

いずれも、給与明細書等はないが、働いていたことは事実であるので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、社会保険事務所が管理する事業所名簿において、A事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

申立期間②について、B事業所に照会したところ、勤務した期間があることは認められるとしているものの、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、社会保険事務所の記録では、B事業所は、昭和28年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

さらに、同僚に照会したところ、「自分はB事業所には、同事業所が昭和23年に設立される前の、同事業所の前身となる事業所時代から継続して働いていた。」と回答しているものの、同氏がB事業所において厚生年金保険の被保険者となったのは、社会保険事務所が管理するB事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同事業所の厚生年金保険の新規適用年月日と同じ昭和28年6月1日であることが確認でき、それより前の加入記録は確認できない。

申立期間③について、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、社会保険事務所が管理するC社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号1番（昭和27年3月1日取得）からC社D支店の最後の被保険者である同番号167番（昭和28年12月1日取得）において、申立人は、同番号130番（昭和28年9月7日取得、同年12月31日喪失）として厚生年金保険の被保険者となった記録が確認できるほかには、申立人の氏名は見当たらない。

さらに、申立人がC社D支店G営業所で一緒に勤務していたとする上司二人も社会保険事務所が管理するC社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において氏名等の記録が確認でき、資格喪失日はそれぞれ昭和28年12月31日、同年12月15日であることが確認できる上、同事業所は29年1月26日に全喪しており、申立期間のうち全喪日以降は厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

申立期間④について、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、社会保険事務所が管理するE事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号17番（昭和41年7月19日取得）から同番号29番（昭和43年5月1日取得）までの被保険者を確認したが、この間に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらず、申立人の氏名が脱落した痕跡も認められない。

さらに、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

加えて、E事業所は既に全喪しており、事業主も死亡していることから、申立期間当時における厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

申立期間⑤について、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、社会保険庁の記録では、申立人が勤務していたとするF事業所の全喪年月日は昭和51年3月21日であり、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。申立人は、配送先として取引していたのがF事業所であって、勤務していたのは同事業所と類似名称のH事業所であったことを思い出したとしているため、社会保険事務所が管理するH事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険番号121番（昭和52年7月21日取得）から同番号133番（昭和53年4月1日取得）までの被保険者を確認したが、この間に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらず、申立人の氏名が脱落した^{こんがき}痕跡も認められない。

さらに、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

加えて、H事業所は既に全喪しており、同事業所の閉鎖登記簿謄本から確認できた元役員に照会したところ、「社会保険の取扱い及び厚生年金保険料の控除について、自分は労務管理担当者ではなかったから分からない。」と回答しており、同役員から紹介を受けた労務管理担当の元役員は既に死亡していることから、申立期間当時における厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 2 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、
申立期間について厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得た。

給与明細書等はないが、働いていたことは事実であるので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料はない。

また、社会保険事務所が管理するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険番号 376 番(昭和 43 年 6 月 1 日取得)から 416 番(昭和 44 年 11 月 21 日取得)において欠番は無く、申立人は、同番号 402 番(昭和 44 年 5 月 1 日取得、同年 9 月 16 日喪失)として厚生年金保険の被保険者となった記録が確認できるほかには、申立人の氏名は見当たらず、申立人の氏名が脱落した^{こんせき}痕跡も認められない。

さらに、申立人の厚生年金保険の適用、保険料控除の状況についてA事業所に照会したところ、これらを確認できる関連資料や証言を得ることはできず、元同僚からは、同事業所は申立期間当時、3 か月間の試用期間があった旨の証言が得られた。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情はない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 3 日から 44 年 2 月 11 日まで
社会保険事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であったが、自分は脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和 44 年 2 月 11 日の前後 2 年以内に資格を喪失したことが確認できる女性 20 名のうち、資格喪失後 1 年以内に転職し、他の事業所で厚生年金保険に加入していた 13 名を除く 7 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、5 名について資格喪失日から 3 か月以内で脱退手当金の支給決定がなされており、事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示に丸が付けられているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 2 か月後の昭和 44 年 4 月 30 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年8月25日まで

厚生年金保険の加入期間の調査を依頼し、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であったが、自分は尋常小学校を卒業してから申立期間に係る事業所で働き、終戦とともに帰宅命令が出され歩いて帰り、その後、会社からは一切の連絡は無かった。このため、自分は脱退手当金を請求及び受給した記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後併せて3ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和20年8月25日の前後2年以内に資格を喪失した者が22名確認でき、この22名のうち、資格喪失後1年以内に転職し、他の事業所で厚生年金保険に加入していた2名を除く20名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、12名について資格喪失日から5か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給を意味する「脱手」の表示が手書きで記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約4か月後の昭和20年12月28日に支給決定されているな

ど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月7日から41年4月6日まで

申立期間以前に勤めていた事業所では、脱退手当金を受給した記憶はあるが、申立期間を含んで脱退手当金が支給されている記録には納得ができない。自分は、申立期間に係る事業所について脱退手当金を受け取っていないので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁の記録上、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたこととなっている申立期間以前に勤務した期間については、脱退手当金を申立期間以前に受給したと主張しているが、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無いほか、脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は無く、申立人の主張は不自然である。

また、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が押印されているとともに、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和41年5月26日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがう。

さらに、脱退手当金の支給対象となった申立期間以前と申立期間の厚生年金保険被保険者期間に係る被保険者記号番号は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の厚生年金保険被保険者期間は、別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考

えるのが自然である。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月 26 日から 38 年 4 月 1 日まで
厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であったが、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後併せて6ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和38年4月1日の前後2年以内に資格を喪失した者が11名確認でき、この11名のうち、資格喪失後2か月以内に転職し、他の事業所で厚生年金保険に加入していた2名を除く9名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、5名について資格喪失日から2か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約1か月半後の昭和38年5月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 60 年 4 月ごろから同年 9 月ごろまで
(A 事業所)
②昭和 43 年ごろから 48 年ごろまで (B 事業所)
③昭和 58 年 7 月ごろから同年 12 月ごろまで
(C 事業所)
④昭和 52 年ごろ (D 事業所)
⑤昭和 57 年 4 月ごろから同年 9 月ごろまで
(E 事業所)
⑥昭和 60 年ごろから 62 年ごろまで (F 事業所)
⑦昭和 57 年ごろ (G 事業所)

社会保険事務所で厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得た。

当時、勤務していたことは事実であるので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

申立期間①については、社会保険庁が管理する記録では、申立人が A 事業所があったと記憶している H 市 I 区には、申立人が従事したと記憶する業種の適用事業所は確認できないが、同事業所にて申立人が同僚であった

と記憶している者は、同市J区にあった同じ名称（K事業所）の適用事業所で厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。そのため、社会保険事務所が管理する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険番号50番（昭和51年4月1日取得）から同番号61番（昭和61年11月15日取得）までの被保険者を確認したが、この間に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらず、申立人の氏名が脱落した痕跡も認められない。なお、申立人は、同事業所において、申立期間の後の昭和63年5月24日から同年6月1日まで厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できるが、この期間は、既に申立人の年金加入記録とされている期間である。

また、当該事業所は既に全喪しており、申立期間当時の厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について、これらを確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

申立期間②については、社会保険庁が管理する記録では、B事業所は平成元年5月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、当該事業所の事業主に照会したところ、「確認できる資料は無いが、申立人は昭和40年代ごろ在籍していたものの、当時は法人化する以前であり社会保険に加入していないことから保険料を控除していない。」旨の回答を得た。

申立期間③については、C事業所がL県に存在したと説明しているが、社会保険庁が管理する記録では、申立期間において同県内に、C事業所という名称の適用事業所は確認できない。

また、申立人がC事業所の同僚であったとする男性は、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間④については、社会保険事務所が管理するD事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号1番（昭和32年5月20日取得）から当該事業所の最後の取得者である同番号42番（昭和50年6月2日取得）までの被保険者を確認したが、この間に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらず、申立人の氏名が脱落した痕跡も認められない。

また、当該事業所は既に全喪しているうえ、当時の事業主及び事務担当者も既に亡くなっており、当該事業所の元専務に申立期間当時の厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について照会したものの、これらを確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人は、昭和52年4月から53年3月までの間は、国民年金の申請免除期間であることが確認でき、一緒に勤務していたという申立人の実兄についても当該事業所での厚生年金保険の被保険者記録を確認できない。

申立期間⑤については、E事業所がL県に存在したと説明しているが、社会保険庁が管理する記録では、申立期間において同県内に、E事業所という

名称の適用事業所は確認できない。

また、申立人は、平成5年11月9日から同年12月27日の期間、及び7年6月1日から同年8月9日の期間は、名称がE事業所に酷似しているM事業所において雇用保険の加入記録が確認できるが、同事業所についても、社会保険庁が管理する記録では、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。うえ、雇用保険の記録では、同事業所は「平成17年に廃止」とされており、申立期間当時の厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

申立期間⑥については、F事業所がL県H市に存在したと説明しているが、社会保険庁が管理する記録では、申立期間においてL県内に、F事業所という名称の適用事業所は確認できない。

また、申立人がF事業所があったと記憶する所在地には、申立人がF事業所の同僚として挙げた者と同じ氏名の者が事業主である法人事業所があり、この事業所名はF事業所に酷似しており（N事業所）、申立人は同事業所において、平成6年2月1日から同年7月20日の期間、及び同年9月7日から7年2月25日の期間は雇用保険に加入していることが確認できるが、同事業所は適用事業所として確認できず、法人であるものの同事業所において事業主名の厚生年金保険の被保険者加入記録は確認できない。

申立期間⑦については、社会保険事務所が管理するG事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号28番（昭和54年7月1日取得）から同番号36番（昭和61年8月25日取得）までの被保険者を確認したが、この間に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらず、申立人の氏名が脱落した痕跡こんせきも認められない。

また、G事業所の事業主に照会したところ、「O県（申立人の出身県と一致）からきたP氏（申立人の姓と一致）に記憶はある。」旨の証言を得たが、同時に「当時の関連資料は廃棄しており確認はできないが、厚生年金保険への加入は現場監督など管理業務に就く者のみ加入させている。」旨の回答を得た。申立期間当時の事業主及び事務担当者は既に亡くなっており、申立期間当時の厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について、これ以上確認することができなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。